

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事 2 平成25年度主要事業について

平成25年3月13日

佐嘉神社記念館 3階

目 次

	頁
議事 2 平成 25 年度主要事業について	
(1) 市町村事務受託法人調査委託試行事業について……………	1
(2) 高齢者要望等実態調査について……………	3

議事 2 平成 25 年度主要事業について

(1) 市町村事務受託法人調査委託試行事業について

団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定を大多数が受けるようになることを想定し、認定調査に係る体制の検討材料として、市町村事務受託法人への委託を行う。

平成 24 年度において、佐賀県において市町村事務受託法人が指定されている事業所が 1 か所あるため、その事業所に委託を行い、2 年間の試行期間を経て、委託の可否及び法人の選択を検討する。

ア 現在の制度

要介護認定に係る調査については、新規申請に係る調査については介護保険者が直接実施することとなっている（法第 27 条）。ただし、市町村事務受託法人だけには新規申請に係る調査も委託することができることとなっている（法第 24 条の 2）。

イ 広域連合の状況

(ア) 現在の状況

現在は、次の体制で新規申請に係る調査を行っている。

常勤嘱託による調査員 12 名

在宅勤務による調査員 20 名

(イ) 新規申請件数

平成 20 年度 4, 139 件

平成 21 年度 4, 451 件

平成 22 年度 5, 065 件

平成 23 年度 5, 078 件

ウ これからの事業について

第5期においては、事業計画にも直接調査を前提とした規定をしているため、第6期（平成27年度）以降を想定し、市町村事務受託法人への委託を検討することとする。

エ 試行事業委託先

法人名 株式会社 アール・ツーエス

所在地 福岡市博多区元町一丁目6番16号 高倉ビル2F

受託実績 平成23年度実績 18,026件

(内訳・・・福岡県内 福岡市他8保険者、佐賀県内 鳥栖地区広域市町村圏組合)

* 市町村事務受託法人とは

介護保険法施行令第11条の2の規定により、県が指定を行うもの。当該指定を受けた法人については、介護保険法第27条第2項の規定により市町村が直接行うこととされている新規申請に係る認定調査について、同法第24条の2第1項第2号の規定により委託することができる。

(2) 高齢者要望等実態調査について

1 事業の趣旨

介護保険法第117条に基づき、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の策定を平成26年度に行う。策定は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握するものとされており、要介護者等の実態に関する調査が必要であるため、本広域連合は、高齢者要望等実態調査を平成25年度に実施することとしている。

2 事業の概要

高齢者を次の表の対象区分ごとに、調査内容、調査方法を考慮し、関係機関に調査委託を行い、実施する。実態調査は、県下一斉で行う必要があり、調査内容及び調査時期は、県内介護保険者で組織する佐賀県介護保険制度推進協議会で決定する。

同協議会で、調査基準日を10月1日と決定し、調査項目の検討を行うこととしている。

* 調査対象者区分

人口は平成25年9月末日推計値（事業計画より）

調査対象者区分	人口	抽出率	調査件数	調査委託先	
在宅者	要支援	5,064人			
	利用者	3,603人	40%	1,441件	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
	未利用者	1,461人	60%	877件	郵送調査
	要介護	8,765人			
	利用者	6,376人	40%	2,550件	居宅介護支援事業所
	未利用者	2,389人	60%	1,433件	郵送調査
施設入所者	3,615人	40%	1,446件	入所施設	
一般高齢者 (上記区分以外)	67,846人	12%	8,142件	郵送調査	

3 厚生労働省が示す考え方

全国労働関係部局長会議資料抜粋（平成25年2月20日厚生労働省）

3. 第5期介護保険事業（支援）計画の実施と第6期計画の策定準備について

- 平成24年度から3か年の計画として各自治体で策定された第5期介護保険事業（支援）計画は、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる
 - （1）認知症支援策の充実
 - （2）医療との連携
 - （3）高齢者の居住に係る施策との連携
 - （4）生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、地域の実情に応じて選択して位置づける等、高齢化が本格化する平成27（2015）年度以降における地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組をスタートする計画にもなっている。
- 各自治体においては、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、各々の第5期計画に基づき、介護保険事業を着実に実施していただきたい。
- 介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度である（給付の多い75歳以上の高齢者の割合や被保険者の所得水準の自治体間の相違は、調整交付金で調整している。）。どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指していくのか、保険者機能の発揮が求められている。
- 第6期計画の策定については、各自治体において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、今後、国が示す基本方針等を踏まえて、平成26年度末頃に計画決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくことになる。
- 第5期計画より、市町村において日常生活圏域ニーズ調査を実施し、不足している施策やサービス等を分析して計画策定に活用するようお願いしているが、**第6期計画の策定準備においても日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等により地域の課題等の把握に努め、計画策定に活用していただきたい**。また、第5期計画策定時に示した調査票の例については、細部の修正を検討中であり、平成25年夏頃までに示す予定である。

なお、既に一部の市町村で二次予防対象者把握事業として、例えば3年間に分けて全対象者に配布する等の方法で、既存の調査票を用いて調査を計画的に開始しているが、これに支障が出るような大きな修正は予定していない。

また、国が示す調査票は一つの参考例であり、**地域の実情に応じて項目の追加等していただいているところであり、第6期も同様の取扱いとなる**。

参考

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（抄）

（平成18年3月31日 厚生労働省告示第314号）

3 要介護者等の実態に関する調査の実施

市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計画を作成する。この場合、市町村は必要に応じて、当該市町村が定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査（以下「日常生活圏域ニーズ調査等」という。）を行うこととする。都道府県は、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設などへの転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村が日常生活圏域ニーズ調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力すること。

なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道府県と連携して、これを把握すること。